

高取町空き家家財処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高取町への移住及び定住の促進、定住人口の確保と増加に繋がる住宅の流通を目的として、空き家を所有する者が、空き家に存在する家財を、委託により処分する経費に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、現に建築物等の使用がなく、居住その他の使用がなされていないことが常態である建物
- (2) 補助対象空き家 空き家のうちその面積の全てを自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を除く。）で、空き家及びその存在する土地の所有者が同一であり、固定資産税に滞納がなく、売却を目的に空き家流通促進に係る連携協定に基づく情報提供の申込を行い推薦会員の通知を受けたものの
- (3) 所有者 補助対象空き家について所有権を有する者をいう。
- (4) 家財 空き家内に使用されず放置された状態の家具、寝具等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象空き家とその存在する土地の所有者である者
- (2) 所有者が複数人存在する場合、申請者以外の所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 高取町に納めるべき税の滞納がない者
- (4) 高取町暴力団排除条例（平成23年高取町条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、業者委託により行う、空き家内に存在する家財の処分に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、高取町空き家家財処分補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 高取町空き家家財処分補助金誓約書（様式第2号）
 - （2） 申請者及び補助対象空き家とその存在する土地について、高取町に納めるべき税金の滞納がないことがわかる書類
 - （3） 空き家流通促進に係る連携協定に基づく推薦会員通知書の写し
 - （4） 補助対象空き家及びその存在する土地の登記事項証明書
 - （5） 家財処分の見積書
 - （6） 家財処分前の写真
 - （7） その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、高取町空き家家財処分補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとし、不適当と認めたときは、高取町空き家家財処分補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 補助対象者は、第1項の通知がある前に事業に着手してはならない。
（事業の変更又は中止）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の申請内容を変更しようとする場合は、速やかに高取町空き家家財処分補助金変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業について中止しようとするときは、速やかに高取町空き家家財処分補助金中止申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更交付の決定）

第9条 町長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の変更交付を決定し、又は中止を承認し、高取町空き家家財処分補助金変更（中止）決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡、又は担保にしてはならない。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた同一の年度内に補助金に係る家財処分を完了するものとし、完了したときは速やかに高取町空き家家財処分補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 家財処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 補助事業実施に係る写真(着手前、搬出時、完了後)

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、高取町空き家家財処分補助金額確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、高取町空き家家財処分補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止したとき

(3) この要綱の規定に違反したとき。ただし、災害等やむを得ないと町長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、補助金の全部又は一部を取り消した場合、町長は高取町空き家家財処分補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 前条の規定により取消通知を受けた者で、すでに補助金の交付を受けていた場合、取り消しに係る部分の補助金を町に返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。